

① 施設 の 名称							
② 施設 の 所在地		〒			Tel		
		<small>(代表)</small> メールアドレス			Fax		
		最寄り駅		線		駅	
③ 設置 主体		個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体					
④ 設置 者 名							
⑤ 設置 者 住 所		〒					
		Tel				メールアドレス	
⑥ 代 表 者 名		(氏名)				(職名)	
⑦ 管 理 者 名		(氏名)				(職名)	
⑧ 管 理 者 住 所		〒					
		Tel				メールアドレス	
⑨ 事業開始年月日		年 月 日					
⑩ 系 列 施 設		有 (系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)					無
⑪ 施設 ・ 設 備	専用設備		乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室 児童用便所				
	室 名		保育室等		乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室
	室 数		室	室	室	室	
	面 積		㎡	㎡	㎡	㎡	
	室 名		調理室	医務室	便 所	その他	合 計
	室 数		室	室	室	室	室
	面 積		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
					便器 個		
	屋外遊戯場(園庭)		有 ( ㎡)	無	→ 無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所		有・無
	建物の構造		鉄骨造	鉄筋コンクリート造	れん瓦造	建物の	階
建物の形態		専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他 ( )					
立地場所		住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他					
⑫ 開 所 時 間		通常開所時間		時間外開所時間		備 考	
平日		:	~	:	:	:	
土曜日		:	~	:	:	:	
日・祝祭日		:	~	:	:	:	

⑬ 提供するサービス内容	・月極契約	(対象年齢	歳	～	歳)	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。  ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。		
	・定期契約	(	〃	歳	～		歳)	
	・一時預かり	(	〃	歳	～		歳)	
	・夜間保育	(	〃	歳	～		歳)	
	・24時間保育	(	〃	歳	～		歳)	
	・( )	(	〃	歳	～		歳)	
⑭ 利用料金設定状況	月単位	週単位	日単位	時間単位	日中・夜間別	所得別	その他 ( )	設定なし

⑮ 利用料金	利用形態	月極額	定期契約	一時預かり	( )	その他
	年齢	(月)	単位(時間)	単位(時間)	単位( )	
利 用 料 金	0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3歳児	円	円	円	円	・日用品・文房具費 円
	4歳児	円	円	円	円	・行事参加費 円
	5歳児	円	円	円	円	・通園送迎費 円
	6歳以上(就学前)	円	円	円	円	( ) 円
	学童	円	円	円	円	( ) 円

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	計
⑯定員	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

※法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、( )内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること

⑰ 届出年月日の前日において保育(在籍)している児童の人数 (令和 年 月 日現在)											
在園時		年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	計
昼間	午後8時までにお迎え		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
夜間	午後10時までにお迎え		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
深夜	午後10時～午前2時までにお迎え		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
宿泊	午前2時～翌朝にお迎え		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
24時間	24時間お迎えなし		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
計			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

※( )内には、一時預かり児童数を再掲すること。

⑱ 状 保 險 加 入 加 入	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他 ( )
	※保険契約書別添	保険事故 (内容)	
	未加入	保険金額	
⑲提携医療機関		機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

⑳ 届出年月日の前日において職務に従事（在籍）している職員の配置数（令和 年 月 日現在）														
A 施設長			B 保育従事者（Aを除く）			C その他職員（A, Bを除く）			D 合計（A+B+C）					
人 ( ) 人			人 ( ) 人			人 ( ) 人			人 ( ) 人					
※上記（ ）内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。														
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人				
	従事している		看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人				
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人	( )	( )						
	・資格（従事している場合に記入）		家庭的保育者	人	家庭的保育者	人								
	保育士		基準で定める研修		基準で定める研修									
看護師		修了者	人	修了者	人									
准看護師		その他	人	その他	人									
その他 ( )		( )	( )	( )	( )									

㉑ ㉒のうち、届出年月日の前日において保育に従事（在籍）している者の配置数及び勤務の体制												
ア 有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）												
職名	勤務形態	勤務時間帯										勤務時間
(例) 保育従事者(保育士)	常勤 ・ 非常勤	~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~	8時間
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
常勤換算後の人数										総勤務時間		
総勤務時間												
( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人												

\* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員												
職名	勤務形態	勤務時間帯										勤務時間
		～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～	
	常勤 ・ 非常勤	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	
	常勤 ・ 非常勤	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	
	常勤 ・ 非常勤	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	
	常勤 ・ 非常勤	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	
	常勤 ・ 非常勤	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	
常勤換算後の人数 総勤務時間 ( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人										総勤務時間		

\* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

② 嘱託医の有無	有 無
③ 管理栄養士・栄養士の有無	管理栄養士 ( ) 人 栄養士 ( ) 人

④ 職務に従事している職員の配置予定数（平均的な職員配置）														
A 施設長			B 保育従事者（Aを除く）				C その他職員（A, Bを除く）				D 合計（A+B+C）			
人 ( ) 人			人 ( ) 人				人 ( ) 人				人 ( ) 人			
※上記 ( ) 内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。														
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人				
	従事している		看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人				
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人	( )		( )					
	・資格（従事している場合に記入）		家庭的保育者	人	家庭的保育者	人								
	保育士		基準で定める研修		基準で定める研修									
看護師		修了者	人	修了者	人									
准看護師		その他	人	その他	人									
その他 ( )		( )		( )										

⑤ ②④のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務体制の予定

ア 有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
(例) 保育従事者(保育士)	常勤 ・ 非常勤	～8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時～ 	
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間			総勤務時間
( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人			

\* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
	常勤 ・ 非常勤	～8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時～ 	
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間			総勤務時間
( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人			

\* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。



## 記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】・NPO法人…特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人…上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、施設長等貴施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列施設数は、届出施設を含めた数を記入し、届出施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。

【⑪】 ○専用設備

貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の区分けなく1室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。

- ・乳児室……………乳児（1歳に満たない児童）のための部屋
- ・ほふく室……………はいはい（手足を使ってはい進む）するための部屋

○屋外遊戯場（園庭） ……園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。

○建物の形態

貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・専用建物……………保育専用を使用している一戸建て施設
- ・集合住宅……………マンション等の一部を保育に使用している場合
- ・事務所ビル……………事務所が主なビルの一部を保育に使用している場合
- ・業務用ビル……………事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

○立地場所

貴施設の立地場所について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・住宅地……………住宅が主となる場所
- ・オフィス街……………事務所や会社が建ち並んでいる場所
- ・商店街……………商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。
- ・工業地……………工場が主となる場所
- ・駅ビル・駅隣接……………駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所（近隣の目安は駅から徒歩5分以内。）
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

【⑫】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。

【⑬】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【14】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。

利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が  
【15】 必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金が分かる書類を添付してください。

定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うこ  
【16】 とが可能な人数を記入してください。また、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、（ ）内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲してください。

届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みま  
【17】 す。一時預かりの児童数は（ ）内に再掲してください。「学童」は届出年月日の前日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。

保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めないでくだ  
【18】 さい。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【19】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【20～21】

届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事  
している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資  
格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入し  
てください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【23】 管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記入してください。0人の場合は、「0」と記入してください。

【24～25】

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際  
保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算  
（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを  
記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修  
【26】 了者について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は記入してくださ  
い。

職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況  
【27】 について記入してください。

※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのUR  
【28】 Lを記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場  
合は除きます。

企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、  
【29】 「企業主導型保育事業運営費助成決定通知書」を後日添付してください。



【30】 該当するサービス形態に○をつけてください。

【事業所内保育】

(1) 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児または幼児（以下「乳幼児」という。）を保育するために自ら設置する施設または当該事業主からの委託を受けて当該労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設

(2) 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設または当該事業主団体からの委託を受けて当該労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設

(3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設または当該組合等からの委託を受けて当該構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設

【ベビーホテル】

(1) 夜8時以降の保育

(2) 宿泊を伴う保育

(3) 一時預かり（利用児童のうち一時預かりの児童がおおむね半数以上を占めている場合に限る。）

【家庭的保育】

家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）

【31】 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限ります。